別表第２－１　大阪府が承継する第２区分に係る財産

区分	項目
株式・出資による権利	・大阪港埠頭株式会社株式 ・大阪港埠頭ターミナル株式会社株式 ・株式会社大阪港トランスポートシステム株式 ・阪神高速道路株式会社株式 ・本州四国連絡高速道路株式会社株式 ・アジア太平洋トレードセンター株式会社株式 ・株式会社湊町開発センター株式 ・クリスタ長堀株式会社株式 ・株式会社日本宝くじシステム株式 ・阪神国際港湾株式会社株式 ・公立大学法人大阪出資 ・地方独立行政法人天王寺動物園出資金 ・一般財団法人みなと総合研究財団出捐金 ・一般財団法人港湾空港総合技術センター出捐金 ・大阪湾広域臨海環境整備センター出捐金（港湾局） ・地方独立行政法人大阪産業技術研究所出資 ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金 ・社会福祉法人大阪社会医療センター出捐金 ・地方独立行政法人大阪市民病院機構出資 ・地方独立行政法人大阪市博物館機構出捐金 ・地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所出資
債権	（貸付金） ・アジア太平洋トレードセンター株式会社貸付金 ・株式会社湊町開発センター貸付金 ・クリスタ長堀株式会社貸付金 ・公立大学法人大阪貸付金 ・大阪港埠頭株式会社貸付金 ・夢洲コンテナターミナル株式会社貸付金 ・阪神国際港湾株式会社貸付金 ・地方独立行政法人大阪市民病院機構貸付金 ・大阪市食肉市場株式会社貸付金 （保証金） ・アジア太平洋トレードセンター株式会社保証金 ・消防職員災害待機宿舎保証金
基金	・大阪市財政調整基金（六１．（三）（３）に係るものに限る。） ・大阪市産業経済振興基金（大阪公立大学の振興を目的とする寄附を原資とするものに限る。） ・大阪港振興基金（大阪港の振興を目的とする寄附を原資とするものに限る。） ・公債償還基金 ・都市整備事業基金（駐車場事業会計） ・心身障害者扶養共済基金

（注）　本表に掲げる財産は、令和６年度決算書「令和６年度大阪市財産に関する調書」記載ベースの該当財産であり、特別区の設置の日までの間に、この協定書の考え方に基づいて追加その他の変更が生じることがある。

別表第２－２　大阪府が承継する債務

区分	項目
損失補償の債務	・アジア太平洋トレードセンター株式会社に係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 ・株式会社湊町開発センターに係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 ・クリスタ長堀株式会社に係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償